

[事案 2023-52] 契約解除取消等請求

・令和5年11月27日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に、契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年8月に二次性夜尿症により入院したため、同年2月に契約した組立型保険および医療保険（被保険者は、未成年の子）にもとづき、入院給付金を請求したところ、ADHD（注意欠陥多動障害）および過活動膀胱に関する告知がなかったとして、契約を解除された。しかし、以下の理由により、解除を取り消して、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、タブレット操作による告知を被保険者の親権者である自分が行う必要があることや、告知の重要性について説明を受けておらず、詳細な入力募集人が操作しており、定款・約款も受領していない。
- (2) 支社担当者から、中立な立場で話をしたいとの連絡があり面談を実施したが、誘導されて答えた質問を盾に、「あなたは『はい』と答えている。それが証拠なのだから、募集人には何の責任もない」と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の告知には、ADHD および過活動膀胱に関する告知がなく、告知義務違反は明らかである。
- (2) 申立人には、生命保険の加入歴があり、本契約加入時にも中耳炎および右手小指骨折の告知をしていることから、告知制度の趣旨および重要性については理解していた。
- (3) 募集人がタブレットを操作した事実、および告知時に申立人から ADHD について聞いていた事実はない。また、告知義務違反による解除権を阻却するような告知妨害行為等はない。
- (4) 当社の契約解除に関する対応は正しく行われており、問題はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。